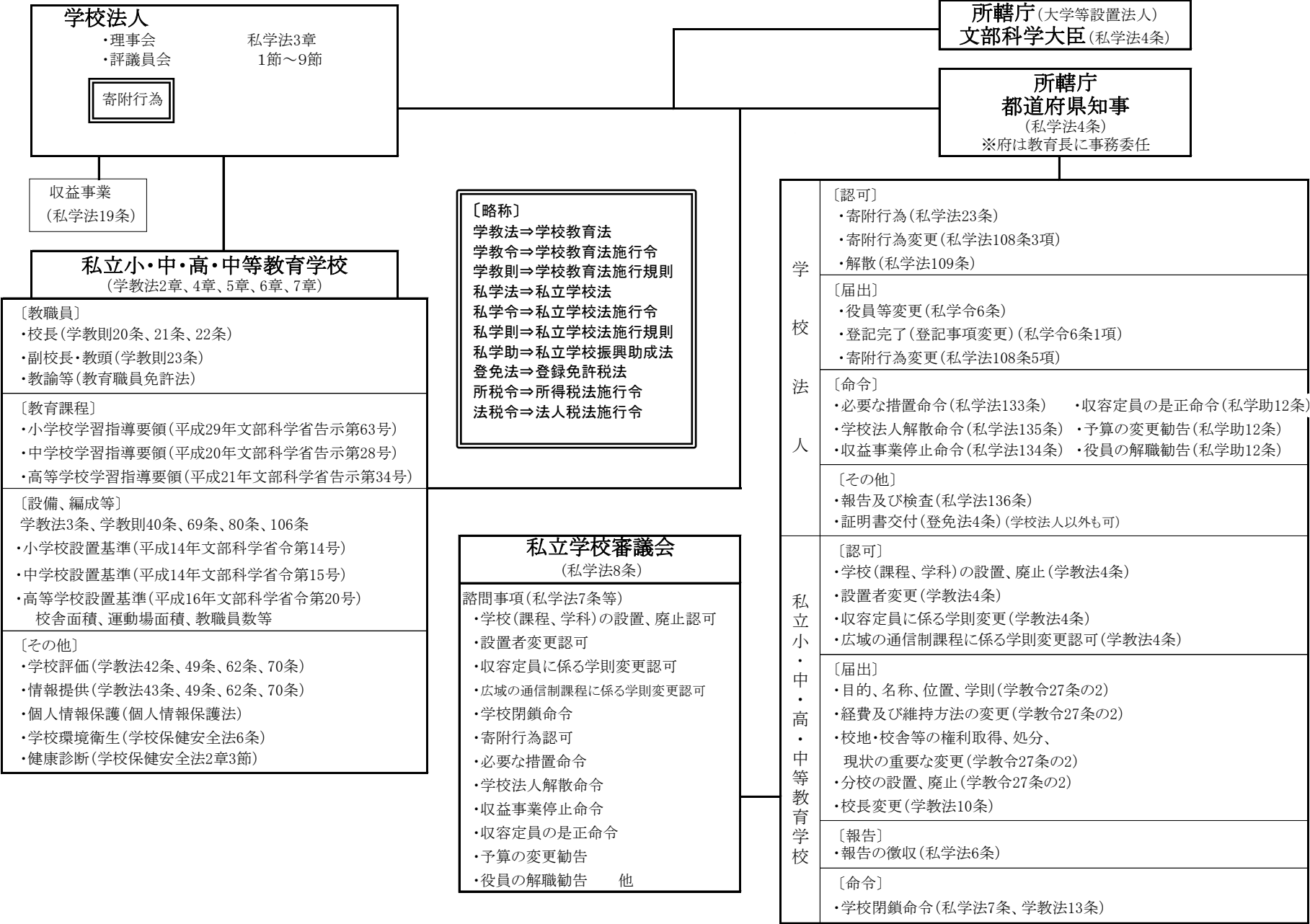


1 私立学校行政関連法規

■私立学校行政関連法規(管理編)



■認可・届出事由と申請・届出

事 由		必 要 な 申 請 （ 届 ）	注 意 事 項
学校関係認可	学校を廃止しようとするとき	学 校 廃 止 認 可 申 請	必ず事前に私学課に相談すること
	課程・学科を設置（廃止）しようとするとき	課 程 ・ 学 科 設 置 （ 廃 止 ） 認 可 申 請	必ず事前に私学課に相談すること
	現在の定員を増加（減少）しようとするとき	収 容 定 員 に 係 る 学 則 変 更 認 可 申 請	必ず事前に私学課に相談すること
	広域の通信制課程に係る学則を変更しようとするとき	学 則 変 更 認 可 申 請	必ず事前に私学課に相談すること
学校関係届出	入学金、授業料の改定、教育課程表の変更を行おうとするとき その他学則記載内容に変更が生じるとき	学 則 変 更 届	高校の授業料の値上げを行おうとするときは、必ず事前に私学課に相談すること
	学校の位置を変更しようとするとき	位 置 変 更 届	必ず事前に私学課に相談すること 「学則変更届（認可申請）」（位置の記載がある場合）、 「校地（校舎）変更届」、 「寄附行為変更届」（事務所の所在地も変わる場合）も必要
	住居表示により住所が変更されたとき	住 所 変 更 届	「学則変更届（認可申請）」（位置の記載がある場合）、 「寄附行為変更届」（事務所の所在地も変わる場合）も必要
	学校の名称を変更しようとするとき	名 称 変 更 届	「寄附行為変更届」、「学則変更届（認可申請）」も必要
	校地の買い増し、又は売却しようとするとき	校 地 変 更 届	必ず事前に私学課に相談すること
	校舎の増築（改築）、又は取り壊し等しようとするとき	校 舎 変 更 届	必ず事前に私学課に相談すること
	校長を新たに採用・解職したとき	校 長 変 更 届	校長が学校法人の理事になっている場合は「役員等変更届」も必要
	理事・評議員の定数や任期等、理事会に関する規定などを変更しようとするとき その他寄附行為記載内容に変更が生じるとき	寄 附 行 為 変 更 認 可 申 請	必ず事前に私学課に相談すること
大 認 府 可 所 管 ・ 法 人 届 関 係 出	学校（学科）の名称、事務所の所在地（住所）、公告の方法を変更したとき	寄 附 行 為 変 更 届	学校の名称を変更する場合は「学則変更届（認可申請）」「名称変更届」も必要
	役員等（理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人）が就任（又は重任）したとき	役 員 等 変 更 届	
	役員等（理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人）が退任したとき（辞任、死亡、解任、任期満了、条項変更を含みます。）		
	登記事項を変更登記したとき	登 記 完 了 届	資産総額の変更は、寄附行為で定める日（遅くとも6月末日）までに登記し、私学課に届出すること
その他	登録免許税の免除をうけようとするとき	証 明 願	
	寄附金控除等をうけようとするとき	特 定 公 益 増 進 法 人 証 明 申 請、税 額 控 除 に 係 る 証 明 申 請	